

日本人の配偶者査証(長期)の申請手続きについて

この査証申請は、今後日本人配偶者と伴に日本に居住する事(90日以上)を前提とする入国査証申請となります。

(注)外国籍の配偶者が日本人配偶者と里帰り等で一時帰国をする場合は「短期滞在者」の扱いとなるため、短期滞在査証の手続きをご覧ください。

申請条件

日本人と法律上の婚姻関係があること。

- ① 日本人の配偶者で、法務省出入国在留管理庁が発行する「在留資格認定証明書」を取得した場合
 - * 日本に居住する配偶者又は代理人が、申請人に代わり「在留資格認定証明書」の申請を行い、交付された後、同証明書の原本を査証申請人に送付してください。
- ② 日本人の配偶者で、日本人の家族と共に日本に本帰国するが、「在留資格認定証明書」を取得していない場合
 - * 日本人の配偶者で現在シンガポールに在留し、配偶者又は本人の帰任や転勤、退職などにより日本に本帰国することとなったが、日本国内に代わりに「在留資格認定証明書」を申請する代理人等がない場合。

査証申請に必要な書類

留意事項

- ・ チェックリストに従って書類を揃えてください。
- ・ A4サイズ用の紙以外は使用しないでください。
- ・ 各申請ごとに申請書類を分けてください。
- ・ コピーは事前に準備してください。提出された書類は返却できません。
- ・ ホチキス、クリップなどは使用しないでください。
- ・ 代理人が申請に来る場合は委任状が必要になります。代理人となることができるのは、親族のみです。
- ・ 個別の事情によって追加で書類を求める場合があります。

<CHECK LIST>

	①	②
条件	在留資格認定証明書を取得している	日本人の家族とともに本帰国するが、在留資格認定証明書を取得していない
申請人が準備する書類		
<input type="checkbox"/>	旅券(原本)	旅券(原本)
<input type="checkbox"/>	査証申請書(原本)	査証申請書(原本)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての項目が記載されていること(該当がない項目は、「該当なし」又は「N/A」と記載してください)。 ・ 必要事項の記載、裏面自己申告欄のチェックし、申請人本人直筆による日付及び署名がされていること。 ・ ロシア及びNIS諸国国籍は2部提出すること。 	
<input type="checkbox"/>	写真(原本)	写真(原本)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラー写真、サイズは4.5cmx3.5cmで6ヶ月以内に撮影されたものであること。 ・ 査証申請書にのり付けされていること。 ・ 正面、無帽、眼鏡無、無修正、無背景で鮮明なものであること。また、表情が笑顔にならないなど、証明写真に適したものであること。 ・ A4サイズでプリントアウトしたものは受け付けられない。 ・ ロシア及びNIS諸国国籍は2部提出すること。 	
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード(ワークパーミット)(コピー)	シンガポール政府発行のIDカード(ワークパーミット)(コピー)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表裏両面、縮小、加工せず鮮明なものであること。 ・ Digital Long-Term Passは、QRコードとともに印刷すること。 ・ 渡航期間が付与されているパスの有効期限内であること。 ・ IDカードを更新中の場合は、MOM発行のIPA(In-Principle Approval Letter)のコピーを提出すること。 	
<input type="checkbox"/>	QRコード画面のプリントアウト	QRコード画面のプリントアウト
	<ul style="list-style-type: none"> ・ カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがある場合は、カードのコピーと合わせてSGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトしたものを提出すること。また、申請前5日以内にプリントアウトしたものであること。 	

配偶者(日本人)が準備する書類

<input type="checkbox"/>	在留資格認定証明書	旅券(コピー)
<input type="checkbox"/>		シンガポール政府発行のIDカード(コピー) ・表裏両面、縮小、加工せず鮮明なものであること。 ・IDカードを更新中の場合は、MOM発行のIPA(In-Principle Approval Letter)のコピーを提出すること。
<input type="checkbox"/>		QRコード画面のプリントアウト ・カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがある場合は、カードのコピーと合わせてSGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトしたものを提出すること。また、申請前5日以内にプリントアウトしたものであること。
<input type="checkbox"/>		戸籍謄本(発行から3月以内のもの)(原本)
<input type="checkbox"/>		申請人国籍国の婚姻証明書及び現地語の場合は英語又は日本語の翻訳(原本とコピー) ・戸籍謄本の場合は、発行から3月以内のものあること。 ・婚姻証明書が現地語の場合は、英語又は日本語の翻訳を提出すること(申請者または配偶者による翻訳可)。
<input type="checkbox"/>		申請理由書(原本)
<input type="checkbox"/>		身元保証書(原本)

渡航費用及び本帰国の事実がわかる書類(申請者又は配偶者)

<input type="checkbox"/>		在職証明書及び、帰任・転勤・退職等事実がわかる所属企業発行の書面(原本) ・在職証明書は発行から1月以内のもので、発行日、肩書、給与額、雇用開始日、転勤等の事実が記載されていること(詳細はサンプル参照)。 ・会社登録簿は3月以内のものであること。
<input type="checkbox"/>		Income Tax Notice of Assesment(コピー) 又は 預金通帳若しくはEステートメント(コピー) ・Income Tax Notice of AssesmentはIRAS発行のもの(前年の年収が明記されているもの) ・預金通帳及びEステートメントは、口座名義人が記載されているもので、直近2月分の取引内容と残高が記載されていること。
<input type="checkbox"/>	代理人による申請の場合	
	委任状(原本)	
		・申請代理人は親族のみ。 ・親族証明書(出生証明書、婚姻証明書など)及び代理人のIDカードを持参すること。